第5章、バリアフリー化促進の考え方

５の１、促進地区における、バリアフリー化促進の考え方

促進地区におけるバリアフリー化の促進にあたっては、『バリアフリー化に関する基準等』、『配慮事項』、『地区別方針』を考慮し、進めて行くものとします。

以下に、促進地区におけるバリアフリー化促進の考え方の概念図があります。

また、本マスタープランの趣旨、バリアフリー化促進に向けた配慮事項、地区別のバリアフリー方針、全市における取組、事業者の役割等について、理解を深めてもらうための啓発・広報や、利用者意見を反映するための市民参加の機会を積極的に設けていくものとします。

なお、促進地区のうち、バリアフリー整備を優先的に図っていく地区、事業化が見込まれる地区においては、重点整備地区を定め、事業者の相互連携のもと、特定事業を定めて連続的・一体てきなバリアフリー化を図っていくものとします。

かっこ1、生活関連施設のバリアフリー化の促進

鉄軌道の旅客施設については、JR駅を中心に、エレベーター設置や車椅子対応トイレなど、概ねバリアフリー化が図られていますが、オストメイト対応設備・乳幼児用設備などの充実やわかりやすさの向上など、より高水準のバリアフリー化が求められています。建築物では、公共施設における案内サインや人的対応の充実が課題です。また、築年数やバリアフリー状況が、それぞれ異なり、各施設の状況に応じて可能な対策を図ることが求められています。都市公園では、駐車場のバリアフリー化については、概ね目標ちを達成していますが、園路及び広場、トイレは達成率が低く、課題となっています。

これらの生活関連施設に設定した施設の、バリアフリー化を促進していくためには、各事業者へ本マスタープランの周知及び理解、協力を求め、相互連携を図りながら推進していきます。

かっこ２、生活関連施設のバリアフリー化促進

道路のバリアフリー化にあたっては、これまでの道路特定事業計画を継続するとともに、本マスタープランで定める生活関連経路を対象に加え、バリアフリー化を図っていきます。

なお、市が管理する道路以外の国道及び県道については、それぞれの道路管理者へ、また、信号機等のバリアフリー化については、公安委員会へ、本マスタープランの周知及び理解、協力を求め、相互連携を図りながら推進していきます。

５の２、バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく、移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

以下に、バリアフリー化に関する主な基準等を示した表があります。

５の３、バリアフリー化促進に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含む、すべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップを実施し、市民から現状の課題や意見等を収集しました。

その中から、5の2で示した公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、都市公園の５つの項目に関する各種基準や、ガイドラインに記載されている内容を踏まえ、特に意見が多かった内容について、施設ごとのバリアフリー化の促進に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。また、東京2020大会の競技会場都市として、障害者等への理解の促進や、共生社会の実現に向けた、パラスポーツ交流イベント実施などのほか、多様な来訪者の受入を見据えた環境整備の1つとして、海浜幕張駅周辺で行われたバリアフリー整備など、東京2020大会を契機とした取組を、市、全体に波及させていく必要があります。このことから、施設設置管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化に配慮した整備の推進に努めるものとします。あわせて、人による対応や心のバリアフリーの促進などのソフト施策の推進を図ります。

なお、今後の社会情勢等の変化により、配慮すべき事項等がさらに多様化していくことが予測されるため、国の動向等を踏まえ、これら以外の事項等についても留意していく必要があります。

かっこ１、公共交通のバリアフリー化

かたかっこ１、旅客施設、鉄軌道駅

旅客施設、鉄軌道駅の共通の配慮事項

1、通路

主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。いちにちあたり3000人以上の駅はすべて整備済み

階段周辺など動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる経路に配慮して視覚障害者誘導用ブロックを配置する。

必要に応じて濃い色のそくたいを設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。

２、上下移動

エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする。十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下までみえる鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など

階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。

階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりのたんぶやかどは、引っかかる危険がないよう丸く処理する。

３、ホーム

ホームドアや可動式ホームさく、または内方線付点状ブロックを設置する。

ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した、注意喚起や安全対策を実施する。

ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。

乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。

高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。

４、券売機等

車椅子使用者でも近づきやすいよう蹴こみを設け、タッチパネルが見やすい、反射しない、券売機等を設置する。

５、トイレ

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する。開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。

温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。車椅子対応トイレまたは一般トイレ、また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。

異性介助等に配慮したトイレを設置する。多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等

一般トイレは、和式便器を洋式化、ウォシュレット対応、するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

便房の使用中の状況がわかりやすい表示を行う。

便器や洗面台がわかりやすいように、壁の色とのコントラストを確保する。

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

６、案内設備

バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した、大きくわかりやすい案内表示を設ける。

改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかるしょくち案内図を設置する。

可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。

７、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

タッチパネルが利用できない視覚障害者、インターホンが利用できない聴覚障害者等に対し、無人駅における障害者等への対応方法を検討する。

エレベーターや車椅子対応トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。

多様な利用者への適切な対応について、職員の教育・研修を実施する。

筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

以下には、可動式ホームさく、ホームさく、ないほう線付点状ブロックの参考写真があります。

かたかっこ2、バス

バスの共通の配慮事項

１、車両

ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替を促進する。

２、バス乗降場・停留所

バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。

駅前広場では、駅出入口から各停留所まで連続した上屋（幅員2.5メートル以上が望ましい） を設置する。

バス乗車位置に合わせた、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。

バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。

３、案内設備

バス乗降場や停留所における案内を充実する（乗場案内・わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、た言語表記など）。

案内設備や停留所の柱等が利用者の動線を阻害しないよう配置に留意する。

バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。

４、人的対応・心のバリアフリー

バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。

バス停では、車外に向けて分かりやすく行き先のアナウンスを行う。

多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

以下には、ノンステップバス、バリアフリー化されたバス停留所の参考写真があります。

かたかっこ3、タクシー

タクシーの共通の配慮事項

１、車両

車椅子使用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。

２、乗降場

多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。（平坦部の確保、わかりやすい動線、上屋の設置、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置等）

３、人的対応・心のバリアフリー

多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

かっこ２、道路のバリアフリー化

地区の幹線的な道路については、道路円滑化基準への適合を目指したバリアフリー化を進める必要がありますが、基準に適合することが困難な道路においても、ハード・ソフト両面からバリアフリー化に向けて可能な取組を行い、歩行者の安全性・利便性の確保を図ります。

また、鉄軌道駅から生活関連施設への距離が長く、実情として路線バスで移動が見込まれる経路については、施設の最寄りのバス停留所、及び停留所から施設への経路についてバリアフリー化を図ります。

かたかっこ1、歩道のある道路

歩道のある道路の共通の配慮事項

１、整備

歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、市の関連するマニュアル等を勘案し、可能な限りバリアフリー化に配慮する。

車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。

がたつきの発生しにくい舗装材を採用する。

歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車椅子使用者が円滑に通行できるもの（段差1cm）にする。

うすいます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は、目の細かいものにする。

バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。

交差点部や生活関連施設付近などを中心に、歩道の幅員等を考慮し、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

必要に応じて濃い色のそくたいを設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。

２、安全対策

電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

自転車走行空間を整備し、自転車と歩行者が分離された安全な歩行空間を確保する。

３、案内設備

生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める。

（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。

４、維持管理

舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、雑草や植栽の枝の除去などの維持管理に配慮する。

工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。

５、人的対応・心のバリアフリー

視覚障害者誘導用ブロックじょうへの放置自転車や看板、商品陳列等の不法せんようぶつへの指導を行い、適切な機能を確保する。（PRシートの貼付等）

自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

かたかっこ2、歩道のない道路

歩道のない道路の共通の配慮事項

１、整備

歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。

うすいます等のふた、グレーチング、は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。

バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。

２、安全対策

路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

３、案内設備

生活関連経路上の主要な箇所、生活関連施設付近の交差点などに、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める。（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

４、維持管理

舗装や案内設備、ろそくたいの雑草の除去などの維持管理に配慮する。

工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。

５、人的対応・心のバリアフリー

放置自転車や看板、商品陳列等の不法せんようぶつ及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。

自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

以下には、道路のバリアフリー化の参考資料、写真があります。

かっこ3、交通安全（信号機等）のバリアフリー化

交通安全（信号機等）の共通の配慮事項

１、信号機等

生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機、音響式や経過時間表示式など、を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。

主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。

高齢者、障害者等が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する。歩行者用青信号の延長など

標識、ひょうじの高輝度化や信号機のＬＥＤ化により見やすさを向上する。

２、安全対策

【歩道のない生活道路の場合】

路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

３、人的対応・心のバリアフリー

自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

以下には、信号機等のバリアフリー化の参考資料、写真があります。

かっこ４、建築物のバリアフリー化、駐車場を含む

建築物の共通の配慮事項

１、出入口・敷地内通路

道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建築物内の案内施設まで、連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

主要なでいりぐちは自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する。80cm以上

２、建築物内通路

主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。120cm以上

主要な通路に段差がある場合は、スロープ、8%以下、を設置するなどして段差を解消する。

主要な通路は高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。

階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

３、上下移動

2階以上の建築物には、障害者が利用しやすい構造のエレベーターを設置する。十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下までみえる鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など

階段は段ばなの色を強調し、段を識別しやすいようにする。

階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりのたんぶやかどは、引っかかる危険がないよう丸く処理する。

４、トイレ

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する。開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備、ベビーチェアやベビーベッドなど、を設置する。

温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。車椅子対応トイレまたは一般トイレ、また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。

異性介助等に配慮したトイレを設置する。多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等

一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

便ぼうの使用中の状況がわかりやすい表示を行う。

便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

５、駐車場

施設規模に応じ、出入口に近い場所に十分な広さの障害者等用駐車ます（幅350cm以上）を複数設置し、わかりやすくひょうじするとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

三輪自転車等の一般の駐りんラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。

利用者などの駐りんが出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

６、案内設備

バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。

歩道等から出入口の位置がわかる音声案内を設置する。かっこ、シグナルエイドに対応

インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示を設置する。

色の違いが分かりにくい人や、色の違いによってイメージが伝わりやすい知的障害者等がいることに留意し、案内表示の色づかいを工夫する。トイレの男女マークなど

病院など順番待ちのある施設では、よびだし受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。

７、その他設備

受付や記入台は、車椅子使用者が接近しやすい構造とする。

貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内を表示する。

授乳室やおむつ交換台、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場を設置する。

８、人的対応・心のバリアフリー

エレベーターや車椅子対応トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。

筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。

職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

以下には、建築物のバリアフリー化の参考資料、写真があります。

出入口・敷地内通路のバリアフリー化の図があります。

建物内通路のバリアフリー化、上下移動のバリアフリー化の図があります。

トイレのバリアフリー化（車椅子対応・機能分散、ボタン等の配置）の図があります。

駐車場のバリアフリー化、窓口・カウンターのバリアフリー化の図があります。

授乳室のバリアフリー化、人的対応・心のバリアフリーの図があります。

かっこ５、都市公園のバリアフリー化

都市公園の配慮事項

１、出入口

敷地境界（道路等と公園敷地）は通行の支障となる段差や勾配を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する。90cm以上

歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

２、園路

主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。

主要な園路には段差を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する。120cm以上

３、トイレ

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する。開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備、ベビーチェアやベビーベッドなど、を設置する。

温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。車椅子対応トイレまたは一般トイレ、また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。

異性介助等に配慮したトイレを設置する。多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等

一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

便ぼうの使用状況がわかりやすい表示を行う。

便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。

４、休憩施設

日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。

車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。

５、駐車場

でいりぐちに近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設、幅350cm以上、を設置し、わかりやすくひょうじするとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

三輪自転車等の一般の駐りんラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。

６、案内設備

バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。必要に応じて点字表示・音声案内など

７、維持管理

園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。

利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

８、人的対応・心のバリアフリー

車椅子対応トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。

筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する

多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

以下には、都市公園のバリアフリー化の参考資料、写真があります。